



お申し込みに関する規約

約 款

1 (商品の売買・貸出しの対象)

当社が売買または貸し出す商品の対象は以下のとおりとします。

- (1) 売買の場合 キャリーバッグ, リュックサック, 当社の指定するカタログギフトから購入する商品
- (2) 貸出しの場合 キャリーバッグ

2 (代金・貸出料の支払方法)

売買代金または貸出料の支払方法は, 振込みまたはクレジットカード支払いとします(一部取扱いできないクレジットカードがあります)。

3 (貸出料金)

- (1) 1か月あたり1名分980円(ただし, 賃貸借の申込みは2名分から)とします(消費税別途)。
- (2) 貸出料は, 経済情勢の変動等により増額されることがあります。

4 (商品の引渡し)

商品の引渡しは, 売買については売買代金の入金確認後, 貸出しについては初回の貸出料入金確認後, 指定された住所に配送で納入する方法により引渡します。

5 (所有権移転時期)

売買の場合, 商品の所有権は, その商品の納入したときに移転するものとします。

6 (不良品・欠陥・瑕疵について)

納入された商品に不良品, 欠陥, 瑕疵が認められた場合には, 商品の納入を受けた日から2週間以内に当社に通知してください。

通知を受けて当社が商品を調査し, 不良品, 欠陥, 瑕疵を認めたときは無償で良品と交換します。

上記期間内に通知がなされなかったときは, 不良品, 欠陥, 瑕疵の有無にかかわらず以降の交換には応じかねます。

7 (貸出しの場合の特則)

- (1) 貸出しの期間は定めのないものとします。

(2) 貸出しの解約はいつでも可能です。解約する場合は, 書面または電子メールで当社まで解約する旨お申し出いただくと共に, 商品を当社までご返送ください。この場合, 返送料はご負担ください。

貸出料は, 当該解約を申し出た月の末日までの貸出料をお支払いいただきます(日割計算はしません)。

- (3) 貸出しを申し込み商品の納入を受けた月から5年を経過した月を初回として, 以降, 5年に1回, 商品内の水と非常食を無償で交換します。

- (4)貸出期間中, 有事災害(地震, 津波等)により商品内の物品を消費した場合には, 当社までお申し出ください。
お申し出を受け, 当社が有事災害による消費として相当と認めた範囲において, 消費された物品を無償で提供・
補充します。
- (5)上記(4)の場合を除き, 商品内の物品を消費された場合には借主の負担で補充していただきます。当社において
負担は致しません。
- (6)納入された商品及び商品内の物品は借主の責任において保管していただきます。不可抗力による場合を含めて
商品及び商品内の物品を滅失・毀損した場合において, 当社は一切の責任を負いません。

8 (協議事項)

本商品の売買・貸出しに関して本約款の解釈に疑義が生じた場合及び本約
款に定めのない事項については, 誠実に協議して円満に解決するものとします。

9 (合意管轄)

本商品の売買・貸出しに関して生じた一切の紛争については, 東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上の内容について全て理解し, 同意したうえで, 商品の購入または貸出しを申し込みます。